

神奈川県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、法、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第59条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 法第60条第2項第1号に規定する支援業務の実施に関する計画書（以下「実施計画」という。）（但し、次に掲げる事項を記載するものとする）

ア 組織、人員及び運営に関する事項

イ 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項（住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合においては、当該支援業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を含むものでなければならない。）

ウ 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

エ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

(2) 当該申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（申請年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

(3) 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

(4) 当該申請に係る意思決定を証する書類

(5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(6) 申請年度の事業計画書及び収支予算書

(7) 申請以前（申請年度の過去5年に限る）に行っている法第62条各号の居住支援に資する活動の実績（申請年度の過去5年のうち直近の活動実績の存する年度分のみ）を示す書類

(8) 法人の組織及び事務分担を記載した書類

(9) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの

(10) 申請者が法第62条第1号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）及びこれに附帯する業務並びに同条第5号に掲げる業務（以下「残置物処理等業務」という。）及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書類

- (11) 申請者が第6条に基づく推薦依頼を市町村へ行っている場合は、推薦申請書の写し
- (12) 支援法人指定に関する誓約書（様式第34号又は第35号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

3 第1項の申請書提出については、第6条第1項に定める申請書の提出により省略することはできない。

（指定の基準等）

第3条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第59条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。

2 知事は、申請者を支援法人として指定した場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が法第59条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき及び申請者が法第59条第2項各号のいずれかに該当するときは、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（支援業務の種別変更の認可）

第4条 支援法人は、法第61条第1項の規定により、支援業務の種別を変更して新たに債務保証業務又は残置物処理等業務を行おうとする場合は、あらかじめ、住宅確保要配慮者居住支援法人支援業務種別変更認可申請書（様式第4号）を提出し、知事の認可を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 実施計画（新たに行う業務に係るものに限る。以下この条において同じ。）
- (2) 申請年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3) 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- (4) 当該申請に係る意思の決定を証する書類
- (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) その他業務に関し、参考となる書類

3 知事は、法第61条第1項の認可を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人支援業務種別変更認可書（様式第5号）により、支援法人あて通知するものとする。

4 知事は、前項に基づく認可を行わない場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人支援業務種別の変更認可を行わない旨の通知（様式第6号）により、支援法人あて通知するものとする。

（名称等の変更）

第5条 法第61条第2項の規定による変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書（様式第7号）により行うものとする。

(市町村長からの推薦)

第6条 申請者は、法第59条第1項に基づく指定に関する推薦を、居住支援活動を連携して行っている当該市町村長より受けることができる。この場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書(様式第8号)を市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、前項に基づく申請があった場合は、各市町村における居住支援活動に関し、当該法人との連携実績がある等、推薦するにあたり支障がないと判断できる場合、知事に推薦を行うことができる。

なお、推薦を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書(様式第9号(以下「推薦書」という。))を知事に提出するとともに、申請者に対し、推薦書の写しを交付することができる。

3 前項に基づく推薦があった場合、知事は、当該法人の指定に際し、斟酌するものとする。

(家賃債務保証業務の委託)

第7条 支援法人は、法第63条に基づき、債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託する場合は、委託しようとする業務、委託する理由を債務保証業務委託認可申請書(様式第10号)に記載の上、知事の認可を受けなければならない。

2 知事は、前項による認可を行う場合は、債務保証業務委託認可書(様式第11号)を支援法人あて通知するものとする。

3 知事は、第1項による認可を行わない場合は、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書(様式第12号)により、支援法人あて通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

第8条 支援法人は、債務保証業務を行おうとするときは、債務保証業務規程認可申請書(様式第13号)にあらかじめ定めた債務保証業務に関する規程(以下「債務保証業務規程」という。)を添付し、知事の認可を受けなければならない。

2 前項で認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとするときは、法第64条第3項に基づき、債務保証業務規程変更認可申請書(様式第14号)に変更した債務保証業務規程を添付し、知事の認可を受けなければならない。

3 知事は、第1項による認可を行う場合は、債務保証業務規程認可書(様式第15号)、第2項による認可を行う場合は、債務保証業務規程変更認可書(様式第16号)により、支援法人へ通知するものとする。

4 知事は、第1項による認可を行わない場合は、債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知(様式第17号)、第2項による認可を行わない場合は、債務保証業務規程の変更認可を行わない旨の通知(様式第18号)により、支援法人へ通知するものとする。

(残置物処理等業務規程の認可)

第9条 支援法人は、残置物処理等業務を行おうとするときは、残置物処理等業務規程認可申請書(様式第19号)にあらかじめ定めた残置物処理等業務に関する規程(以下「残置物処理等業務規程」という。)を添付し、知事の認可を受けなければならない。

2 前項で認可を受けた残置物処理等業務規程を変更しようとするときは、法第64条第3

項に基づき、残置物処理等業務規程変更認可申請書（様式第20号）に変更した残置物処理等業務規程を添付し、知事の認可を受けなければならない。

3 知事は、第1項による認可を行う場合は、残置物処理等業務規程認可書（様式第21号）、第2項による認可を行う場合は、残置物処理等業務規程変更認可書（様式第22号）により、支援法人へ通知するものとする。

4 知事は、第1項による認可を行わない場合は、残置物処理等業務規程の認可を行わない旨の通知（様式第23号）、第2項による認可を行わない場合は、残置物処理等業務規程の変更認可を行わない旨の通知（様式第24号）により、支援法人へ通知するものとする。

（事業計画等の認可）

第10条 支援法人は、法第65条第1項に基づき、毎事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、支援業務事業計画等認可申請書（様式第25号）に作成した支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添付し、知事の認可を受けなければならない。

2 支援法人は、前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、支援業務事業計画等変更認可申請書（様式第26号）に、事業計画等を添付の上、知事の認可を受けなければならない。

3 知事は第1項による認可を行う場合は、支援業務事業計画等認可書（様式第27号）、前項による認可を行う場合は、支援業務事業計画等変更認可書（様式第28号）により、支援法人あて通知するものとする。

4 知事は第1項による認可を行わない場合は、支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知（様式第29号）、第2項による認可を行わない場合は、支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知（様式第30号）により、支援法人あて通知するものとする。

5 支援法人は、法第65条第2項に基づき、毎事業年度、支援業務事業報告書等提出書（様式第31号）に、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書並びに財産目録及び貸借対照表を添付し、当該事業年度経過後三月以内に、知事に提出しなければならない。

（支援法人の指定辞退）

第11条 支援法人が、自らのやむを得ない理由により、指定の辞退を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（様式第32号）を知事に提出するものとする。

（指定の取消し等）

第12条 知事は法第70条に基づき、支援法人の指定の取り消しを行った場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（様式第33号）により、支援法人あて通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成29年10月25日から施行する。

附則

この要綱は令和 3 年 2 月 10 日から施行する。

附則

この要綱は令和 4 年 7 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条第1項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条第1項の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けたいので、以下のとおり添付書類を添え、申請します。

- 1 支援業務の種別：法第62条第〇号に掲げる業務
- 2 支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地
- 3 役員の氏名
- 4 支援業務以外の業務の内容：〇〇業務
- 5 支援業務を開始しようとする年月日：〇〇年〇〇月〇〇日
- 6 支援業務を行おうとする区域：〇〇市町村
- 7 支援業務の対象とする要配慮者：〇〇
- 8 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先

【添付書類】

- (1) 法第60条第2項第1号に規定する支援業務の実施に関する計画書（但し、次に掲げる事項を記載するものとする）
 - ア 組織、人員及び運営に関する事項
 - イ 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項（住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合においては、当該支援業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項を含むもの）
 - ウ 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項
 - エ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3) 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- (4) 申請に係る意思決定を証する書類

- (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (6) 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 申請以前（申請年度の過去5年に限る）の居住支援に資する活動の実績（申請年度の過去5年のうち直近の活動実績の存する年度分のみ）を示す書類
- (8) 法人の組織及び事務分担を記載した書類
- (9) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
- (10) 申請者が法第62条第1号に掲げる業務及び同条第5号に掲げる業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書類
- (11) 申請者が第6条に基づく推薦依頼を市町村へ行っている場合は、推薦申請書の写し
- (12) 支援法人指定に関する誓約書（様式第34号又は第35号）
- (13) その他支援法人の業務に関し参考となる書類

様式第2号（第3条第2項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付の申請については、審査の結果、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条第1項に定める基準に適合すると認められるので、同条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として指定します。

記

- 1 指 定 番 号：
- 2 支援業務の種別：
- 3 法 人 の 名 称：
- 4 法 人 の 住 所：
- 5 支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地：
- 6 業務の開始年月日：
- 7 業務を行う区域：
- 8 業務の対象とする要配慮者：
- 9 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先：
- 10 市町村からの推薦の有無： 有 無
（「有」の場合は市町村からの推薦書の写しを添付）

様式第3号（第3条第3項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付の申請については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条第1項の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨を通知します。

指定しない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第4号（第4条第1項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人支援業務種別変更認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第61条第1項の規定に基づき業務種別の変更認可を受けたいので、以下の書類を添え、申請します。

- 1 支援業務の種別（新たに行う業務に係るものに限り）
- 2 支援業務を行う事務所又は営業所の名称及び所在地
（新たに行う業務に係るものに限り）
- 3 役員の氏名
- 4 支援業務以外の業務を行うときは、その業務の内容
- 5 支援業務を開始しようとする年月日（新たに行う業務に係るものに限り）
- 6 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先（新たに行う業務に係るものに限り）

【添付書類】（新たに行う業務に係るものに限り。）

- (1) 実施計画
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3) 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
- (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) その他業務に関し、参考となる書類

様式第5号（第4条第3項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人支援業務種別変更認可書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった業務種別変更については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第61条第1項に基づき認可します。

様式第6号（第4条第4項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人支援業務種別の変更認可を行わない旨の通知

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付で申請のあった業務種別の変更については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第61条第1項に定める認可を行わない旨を通知します。

認可を行わない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第 7 号（第 5 条関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第61条第 2 項の規定により届け出ます。

指定年月日・指定番号		
変 更 予 定 年 月 日		
変 更 す る 事 項	☐ 支援業務の種別 ☐ 法人の名称 ☐ 住所 ☐ 支援業務を行う事務所の名称・所在地 ☐ 役員の氏名 ☐ 支援業務開始日 ☐ 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先	
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		

様式第8号（第6条第1項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書

○第○○号
○○年○○月○○日

○○市町村長 殿

法人の住所
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条第1項の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として、知事からの指定を受けるにあたり、貴○○市町村からの推薦を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- ・ 居住支援業務に関して、○○市町村と連携し、実施した業務概要

様式第9号（第6条第2項関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書

○第○○号
○○年○○月○○日

神奈川県知事 殿

○○市町村長

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条第1項の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定にあたり、○○法人○○より、○○年○○月○○日付で、推薦の申請がありました。

確認の結果、連携実績がある等、推薦するにあたり支障がないと認められますので、添付の書類の通り、推薦します。

記

- ・居住支援業務に関して、○○法人○○が○○市町村と連携して行った業務概要

様式第10号（第7条第1項関係）

債務保証業務委託認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第62条第1号に掲げる家賃債務保証業務のうち、以下の業務について委託するため、同法第63条第1項の規定による認可を受けたいので、申請します。

1 委託する業務内容：

2 委託する理由：

様式第11号（第7条第2項関係）

債務保証業務委託認可書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった債務保証業務の委託については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第63条第1項に基づき認可します。

債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付で申請のあった債務保証業務の委託については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第63条第1項に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第13号（第8条第1項関係）

債務保証業務規程認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条第1項第1号の規定に基づき債務保証業務規程について認可を受けたいので、これを添付し、申請します。

様式第14号（第8条第2項関係）

債務保証業務規程変更認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条第3項の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付〇第〇〇号により認可を受けた債務保証業務規程の変更について認可を受けたいので、これを添付し、申請します。

様式第15号（第8条第3項関係）

債務保証業務規程認可書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった債務保証業務規程については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条第1項第1号に基づき認可します。

様式第16号（第8条第3項関係）

債務保証業務規程変更認可書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった債務保証業務規程の変更については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条第3項に基づき認可します。

債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付で申請のあった債務保証業務規程については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条第1項第1号に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

債務保証業務規程の変更認可を行わない旨の通知

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付で申請のあった債務保証業務規程の変更については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条第3項に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第19号（第9条第1項関係）

残置物処理等業務規程認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条第1項第2号の規定に基づき残置物処理等業務規程について認可を受けたいので、これを添付し、申請します。

様式第20号（第9条第2項関係）

残置物処理等業務規程変更認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条第3項の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付〇第〇〇号により認可を受けた残置物処理等業務規程の変更について認可を受けたいので、これを添付し、申請します。

様式第21号（第9条第3項関係）

残置物処理等業務規程認可書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった残置物処理等業務規程については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条第1項第2号に基づき認可します。

様式第22号 (第9条第3項関係)

残置物処理等業務規程変更認可書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった残置物処理等業務規程の変更については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条第3項に基づき認可します。

残置物処理等業務規程の認可を行わない旨の通知

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付で申請のあった残置物処理等業務規程については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条第1項第2号に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

残置物処理等業務規程の変更認可を行わない旨の通知

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付で申請のあった残置物処理等業務規程の変更については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第64条第3項に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第25号（第10条第1項関係）

支援業務事業計画等認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（法第62条に規定する業務を行っている）

事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第65条第1項の規定により、作成した支援業務に関する事業計画及び収支予算の認可を受けたいので、これを添付し、申請します。

様式第26号（第10条第2項関係）

支援業務事業計画等変更認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（法第62条に規定する業務を行っている）

事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第65条第1項の規定に基づき〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号により認可を受けた支援業務に関する事業計画及び収支予算の変更認可を受けたいので、これを添付し、申請します。

1 変更しようとする事項：

2 変 更 す る 理 由：

様式第27号（第10条第3項関係）

支援業務事業計画等認可書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事

印

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった支援業務事業計画等については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第65条第1項に基づき認可します。

様式第28号 (第10条第3項関係)

支援業務事業計画等変更認可書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった支援業務事業計画等の変更については、審査の結果、適正と認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第65条第1項に基づき認可します。

支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付で申請のあった支援業務事業計画等については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第65条第1項に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付で申請のあった支援業務事業計画等の変更については、審査の結果、以下の理由により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第65条第1項に定める認可を行わない旨を通知します。

記

認可を行わない理由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第31号（第10条第5項関係）

支援業務事業報告書等提出書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

（法第62条に規定する業務を行っている）

事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第65条第2項の規定により、支援業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成しましたので、これを添付し、提出します。

様式第32号（第11条関係）

住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

法人の住所

指 定 番 号

法人の名称

代表者氏名

（法第62条に規定する業務を行っている）

事務所の所在地

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇で住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けましたが、以下の理由により、指定の辞退を行いたいので、届け出ます。

記

辞退の理由：

住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書

○第○○号
○○年○○月○○日

法人の住所
法人の名称 様

神奈川県知事 印

○○年○○月○○日付指定を行った、貴法人においては、以下の理由により、指定を取り消しましたので通知します。

記

指定取消の該当条項：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
第70条第○項第○号

理 由：

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県知事となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書

当〇〇は、下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
- 2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしている。
- 3 法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者である。
- 6 法人等の役員等が成年被後見人又は被保佐人である。
- 7 法人等の役員等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である。
- 8 法人等の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者（執行猶予中の者、刑の執行の免除を受けた者も含む）である。
- 9 法人等の役員等が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第70条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しない者を含む。）である。
- 10 法人等の役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が上記各項目に該当する。

法人の住所
法人の名称
代表者氏名

住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書

当〇〇は、下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
- 2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用するなどしている。
- 3 法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者である。
- 6 法人等の役員等が成年被後見人又は被保佐人である。
- 7 法人等の役員等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である。
- 8 法人等の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者（執行猶予中の者、刑の執行の免除を受けた者も含む）である。
- 9 法人等の役員等が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第70条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しない者を含む。）である。
- 10 法人等の役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が上記各項目に該当する。
- 11 法人等の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項の規定を除く。）に違反し、又は債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者である。

法人の住所
法人の名称
代表者氏名